

令和 2、3 年度保険料の計算方法

【均等割額】 47,200 円 (元年度 45,800 円)	+	【所得割額】 (被保険者の前年の総所得 - 33 万円) × 8.98% (元年度 8.67%)	=	【保険料】 年額最高 64 万円 (元年度 62 万円)
--------------------------------------	---	--	---	------------------------------------

保険料の料率は 2 年ごとに見直すことになっています。
 令和 2、3 年度の保険料は、均等割額、所得割率、限度額が引き上げとなっています。

均等割額の軽減率の見直し

対象者の所得要件 (世帯内の被保険者と世帯主 の前年の所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本来の 割合	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
33万円以下	7割	8.5割	8.5割 金額 6,800 円 → 10,600 円	7.75割	7割
33万円以下のうち、被保険 者全員が年金収入80万円以 下でその他各種所得がない		9割	8割 金額 9,100 円 → 14,100 円		7割

平成 30 年度の軽減率 (9 割、8.5 割) は暫定的な措置として実施されましたが、令和元年度から段階的に見直され、令和 3 年度は本来の割合 (7 割) となる予定です。
 新たな保険料額は 7 月中旬に保険料額決定通知書でお知らせします。

後期高齢者医療保険

保険料の計算方法や
 軽減率が変わります

●問い合わせ●
 後期高齢者医療室
 ☎ 829-1139

長く安心して暮らすために

ご存知ですか？

介護保険のこと

介護保険って

どんな制度？

住み慣れた地域で長く安心して暮らせるよう、社会全体で支え合う制度です。40歳から保険料を納め、介護が必要になったとき認定を受け、費用の一部 (1〜3割) を自己負担して介護サービスを受けることができます。

サービスの対象者は？

① 65歳以上 (第1号被保険者) で要介護 (要支援) 認定を受けたかた

② 40歳〜64歳で医療保険に加入 (第2号被保険者) し、介護保険対象の特定疾病 (初老期認知症、脳血管疾患など) が原因で要介護 (要支援) 認定を受けたかた

介護保険料と納め方

〔40歳〜64歳〕
 加入している医療保険 (国民健康保険や職場の健康保険) で計算された金額を納付書や給料天引きなどによって納めます。

〔65歳以上〕

市で計算された金額を次のいずれかの方法で納めます

- 年金からの天引き (特別徴収)
- 老齢 (退職) 年金・障害年金・遺族年金が年額 18 万円以上のかたは、年金から天引きされます。
- 納付書・口座振替 (普通徴収)

年度途中で転入したかたや 65歳になったかた、老齢 (退職) 年金・障害年金・遺族年金が年額 18 万円未満のかたは、6月中旬に届く納付書で、取り扱い金融機関やコンビニなどで期限内に納めます。

* 低所得者の介護保険料は、消費税率の引き上げにともない、段階的に保険料を軽減しています。今年度は前年度と比べ、第1段階 6100円、第2段階 10200円、第3段階 2000円軽減します。

◆ 詳しくは、地域センターなどでお配りしている「なるほど介護保険」や市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ●
 介護保険課
 ☎ 829-1163

< 広告 >